

第1回山口県障害者差別解消条例検討委員会における意見の概要

○ 差別の定義等について

- ・ 障害者差別のうち、不当な差別的取扱いは定義に書きやすいが、合理的配慮の不提供については定義が難しく、現場での判断も難しい部分かと思う。
- ・ 個々の障害者の置かれている状況によってそれぞれ具体的な事情があるため、一律に定義するのではなく、相談に携わっている方が相談できるような体制を整備して個別のケースに対応していけるようにした方がよいと思う。
- ・ 法改正により事業者による合理的配慮の提供が義務に強化されたが、「過重な負担がない範囲で」という条件が曖昧である。合理的配慮の提供ができない場合の説明責任をもつ事業者に対し、常に詳しいガイドラインが示される必要がある。条例で相談から勧告、公表という入口と出口を決めても、肝心の中身の部分が曖昧であると、事業者はどのような判断基準で対応すればよいか分からない。

○ 相談体制について

- ・ 現在、相談は市町が一次窓口、県が二次窓口とのことであるが、現行の体制をそのまま条例に規定するのか、それとも変えるのか。
⇒ 現行体制を基本とし、それでも解決できなかったものを紛争解決機関で対応するというような形を現時点では考えているが、今後の議論の中で規定の仕方を検討していきたい。
- ・ 県民相談室などの相談窓口の周知を誰にでも分かるようにしっかり行っていただきたい。
- ・ 相談を受ける立場として、差別に該当しないと思われることでも、本人が差別と認めていれば差別として対応せざるを得ない。差別の範囲が明確になる事例や、相談を受ける者が相談できる相談機関があるとよい。
- ・ 小さな自治体では職員が兼務で対応しており、解決に向けてどこまで対応すればよいか分からない事例も多く、苦慮している。条例に盛り込むかは別として、一次窓口である市町に対し弁護士や社会福祉士の派遣を行うなどのバックアップ体制についても考えていただきたい。

○ 紛争解決機関等について

- ・ 条例で定めようとしている紛争解決機関の規定について議論する際は、法に規定されている主務大臣による助言、指導及び勧告との関係性について整理いただきたい。

○ 法改正への対応について

- ・ 条例制定済の他都道府県は、法改正を踏まえて条例をバージョンアップ（改正）するのではないかと思うが、山口県は他県の改正を先取りする形で条例を作る必要があると思う。

○ 条例検討の方向性について

- ・ 私人による障害者差別の禁止や紛争解決機関の設置など、一番義務の強い形での規定を希望するが、経済活動との兼ね合いもあることを承知している。その上で、どのように新規性、山口県らしさを盛り込めるかだと思う。
- ・ 対象を行政機関と事業者に限るのではなく、他県の条例にみられるように、広く県民の義務として定めていく方向で検討いただきたい。そういった意味で、条例名についても、条例の目的が差別解消に留まらず、究極的には共生社会の実現であることが感じられるようなものを検討していただきたい。
- ・ 紛争解決の仕組み作りもさることながら、事業者側の関心を高めるような意識の向上に向けた取組も大切である。
- ・ 周囲の関係者にあまりにも負担が生じるような、障害者を特別扱いする条例は望ましくないと思う。支援者が寄り添おうとしても関係者が苦しい立場になってしまうこともある。
- ・ 当事者の気持ちが置き去りにならないよう、誰もが自分のこととして考えられるような共生社会を実現していく条例としていきたい。
- ・ 私人間や事業者からの合理的配慮の提供ということについて、双方がコミュニケーションを深めていくことにつながる条例になるとよい。